

【令和 6 年第 1 回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和 6 年 3 月 1 8 日 まちづくり委員長 林 敏夫

○「議案第 5 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 建築基準法の改正内容について

接道規制及び道路内建築制限に関して既存不適格の建築物について、審査によって問題がないと認められた場合、既存不適格を維持したまま、省エネに資する改修等が可能となる旨の法改正が行われた。

* 市内における既存不適格建築物の存否について

今回の法改正に係る既存不適格建築物は市内にほぼ存在していないと考えているが、該当する建築物が存在し、申請があった場合は、新設予定の審査手数料を徴収した上で必要な手続を行う予定である。

* 対象建築物の審査方法について

建築前に本市で書類等を審査することとなるが、具体的な審査基準及び手法については、今後国から示される予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 1 5 号 川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例改正の趣旨について

空家等対策の推進に関する特別措置法において、空き家対策に関する国の責務が新たに明文化されたことに伴い、本条例において引用する法規定に条ずれが生じたことから、改正するものである。

* 国の責務の新設に伴う本市への影響について

空き家等対策に関して、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等の 3 点について、国の責務が新設された。その中で、管理不全空家等に対して自治体から指導・勧告を行うことが可能となったことや、相続人不存在の空き家については、市町村が家庭裁判所に対して財産管理人の請求を行うことにより、財産管理人による空き家の処分が可能となったこと等により、本市の空き家対策の取組に影響が及ぶと思われる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 1 6 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第 1 9 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の地区計画等に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

＊登戸土地区画整理事業における土地利用に係る課題認識について

区画整理区域内において土地利用を希望する場合は申請が必要となるが、受付に当たりオンラインや書類による申請を可能としており、申請者の負担軽減を目的として申請方法の選択肢を複数設けていることから、事業の実施状況については特に問題はないと認識している。

《意見》

＊登戸土地区画整理事業を進めるに当たり、統一感のある景観を備えたまちづくりを行うことができるよう、地権者と対面での協議を積極的に実施してほしい。

＊本条例改正に係る登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画においてタワーマンションの建築等が定められているが、周辺住民の合意が得られていない本計画に対して反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《議案第16号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第19号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第17号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊建築基準法の改正の目的及び改正内容について

2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとする目標を国が掲げており、脱炭素化に資する建設資材の木質化等の取組強化を目的として、防火上及び避難上支障がない部分について木質化を可能とし、耐火構造化に関する条件を緩和する法改正が行われた。

＊防火性能の確認方法について

建築物の増築等に係る申請時に、防火性能の基準を満たすか否かを確認する。

＊建築物の木質化に係る課題について

大規模建築物の木質化に当たり、高度な施工技術を要することや、施工費用が膨大となることが課題であると認識している。

《意見》

＊建築物の安全性を担保できるように耐火性能の確認を徹底してほしい。

＊自然環境に配慮した木質化の取組は重要であると認識しているが、本条例改正は建築物の耐火性能の条件を緩和するものであり、安全性が十分に確保されていないと考えることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 18 号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 不燃化重点対策地区における防火対策の現行規定について

建築基準法上、小規模建築物については耐火建築物及び準耐火建築物等以外とすることが可能であるが、本市の条例においては建築物の耐火性能を一層高めるために、小規模建築物であっても準耐火建築物等以上の耐火性能を確保する必要があると規定している。

* 部分的な建築物における防火性能基準について

建築基準法の改正により、防火規制に係る別棟みなし規定が創設され、部分的な木質化が可能となるが、不燃化重点対策地区では、建築物全体について準耐火建築物等以上の防火性能を確保する必要がある。

* 防火規制の条件緩和に係る安全性の担保について

建築物の増築時に申請を行う必要があるため、申請内容が防火性能の基準を満たすか否かを確認することで、建築物の安全性を担保する。

* 耐火性能の条件緩和の内容について

建築基準法の改正は別棟とみなす建築物の部分的な耐火性能の条件緩和を実施するものであるが、不燃化重点対策地区においては、建築物全体について準耐火建築物等以上の防火性能を確保することが必要である。

* 防火性能基準の策定期限について

防火性能の基準については、条例施行日までに国が策定する予定となっている。

* 不燃化重点対策地区における大規模建築物の有無について

広大な面積を有する高層建築物等を建築する場合は該当する可能性が生じるが、同地区において該当する建築物はほとんど存在しないと考えている。

《意見》

* 自然環境に配慮した木質化の取組は重要であると認識しているが、建築物の防火性能等に関する審査基準及び手法が定められておらず、建築物の安全性が十分に担保されていないと考えることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 31 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について」

《主な質疑・答弁等》

* 首都高速道路の整備等に係る事業の関係法令について

本事業については、道路整備特別措置法において料金の額及び徴収期間等が規定されている。

* 首都高速道路の整備等に必要な経費について

首都高速道路自体を建設する際の経費は、更新に掛かる費用とは別に管理されている。例として、新たに道路上の出入口等の整備を行う場合は、都度必要経費

を別途計上することになると考えられる。

*** 料金徴収期間の再延長の可能性について**

道路の構造物は、時間の経過とともに劣化していくため、劣化している箇所を新たに確認し、修繕費用を充当する必要がある場合には、料金徴収期間を延長する可能性はあると考えている。

*** 法定点検の対象範囲について**

首都高速道路における法定点検は、５年に１度全区間を対象に実施している。

《意見》

*** 道路整備特別措置法においては、道路の更新に限らず、新設も含めて利用料金を使用できることとなっている。道路の維持管理を目的に徴収した利用料金を充当することは妥当であるが、将来的に新たな道路整備に使用可能な仕組みの中で、料金徴収期間を延長することは適切ではないと考えることから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第３２号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

*** 市道路線の廃止に係る手続の手法について**

路線の廃止は議会の承認を得られた場合、市長が路線廃止の告示を行うことで廃道となる。道路法上、廃道後に本市が２か月間、当該路線を管理する必要があるが、土地の購入を希望する隣接地権者等がいる場合、管理期間終了後に売却の手続を進めることとなる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第６３号 令和５年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 繰越しの計上理由について**

緑ヶ丘霊園の霊堂北側に位置している小区画墓所において、墓参時に使用する水道の整備を行う際、給排水設備の位置が不明瞭な区域が存在したことから、施工方法の調整に時間を要し、翌年度に事業費を繰り越すこととなった。

*** 早野聖地公園における工事の遅延理由について**

令和５年１０月に園路整備の設計委託の入札を行った結果、不調となったことが遅延した理由である。その後、工期や委託内容を見直した上で再度入札を行い、本年２月に契約した。

《意見》

*** 今後、墓所の需要が更に高まると想定されるため、適正な予算執行の上で墓所を整備してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 6 4 号 令和 5 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 繰越しの計上理由について

ゴルフ場がナラ枯れ対策に係る工事を営業中に行う中で、利用者への配慮等のため作業時間に制約が生じ、当初の想定よりも工事が進捗しなかったことから、工期を延長し、来年度に事業費を繰り越すこととなった。

* 施工費用の適正性について

ゴルフ場の利用者に支障が出ないように、施工方法の見直しや夜間の施工を中心に実施予定であることを踏まえ、必要な経費を計上していることから、施工費用は適正な金額であると認識している。

《意見》

* 経費縮減に努めた上でナラ枯れ対策を適切に実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第 1 5 号 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める請願」

《請願の要旨》

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助を、建物建築から 2 0 年目以降も継続することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度は、高齢者の継続的な居住の安定を図るため、住宅市場においてバリアフリー化された良好な居住環境を有する高齢者向けの住宅の効率的な供給を促進している制度である。

平成 1 3 年度に国が高齢者の居住の安定確保に関する法律を制定したことにより、民間活力を活用した高齢者向け優良賃貸住宅制度が法定事業として位置付けられた。本市においては、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅認定基準等により、これに対応した。平成 2 3 年度にサービス付き高齢者向け住宅制度が創設され、地域優良賃貸住宅制度要綱等に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定や管理等を行うこととなったことから、本市においては、同要綱に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅事業を継続することとしている。

ビバース境町住宅については、令和 3 年 2 月に事業者である住宅供給公社から入居者等に対し、管理期間終了後も居住を希望する場合は、その時点の本来家賃から家賃補助額の半分に相当する額を減額した契約家賃とする特例措置を行う旨の文書を送付した。同年 1 2 月には、家賃減額特例措置による具体的な契約家賃額を提示し、居住の継続が困難な入居者に対しては、住宅供給公社が運営するすまいの相談窓口において、住み替えのサポートを行うこととしている。また、同月に、住宅供給公社が、管理期間終了後の住宅の活用として、一部を高齢者のみ入居可能な住宅とし、残りをセーフティネット登録住宅とすることを決定し、令和 4 年 9 月 3 0 日に管理期

間を終了した。

ビスターリ宮の下住宅については、令和4年12月から複数回、ビバース境町住宅の対応事例の紹介等を通じて、現入居者への対応や高齢者向け住宅の役割を踏まえた活用に関する事業者の主体的な取組を促すとともに、入居者等に対して、管理期間が終了する旨の通知文を送付した。令和5年6月に民間事業者から、管理期間終了後は一般賃貸住宅とする意向が示された。

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助期間に関しては、了承の上で入居しているものと認識しており、家賃補助期間の延長については、他の賃貸住宅に居住している高齢者との公平性の観点等から、困難であると考えている。また、管理期間の終了に伴い、居住の継続が困難な入居者に対し、住宅供給公社が運営する、すまいの相談窓口において、丁寧に住み替えのサポートを実施する予定である。

《主な質疑・答弁等》

* 高齢者向け優良賃貸住宅制度の趣旨及び運用方法について

高齢者の居住の安定を図るため、高齢者向けの住宅を供給することが本制度の趣旨である。本制度の運用に当たり、民間事業者から住宅の供給を受けるには一定数以上の入居者数の確保が必要であるため、入居対象者に対して家賃減額補助を行うことで、高齢者の入居が促進され、本制度の円滑な運用につながっていると考えている。

* 本制度設立当初における所管部署の調整の経過について

制度設立の調整等に関する当初の議事録は現存していないが、高齢者向け優良賃貸住宅制度は国から示された原則20年の補助期間に準じる形で調整し、本市において制度を施行したと当時の担当職員から聞いている。

* 本制度運用開始直後の入居希望者数について

当時の正確な入居希望者数は把握していないが、現在は211戸の高齢者向け優良賃貸住宅が登録されており、令和6年1月15日時点で10戸の住宅で空室が生じている。

* 家賃補助期間の設定根拠について

制度設立当初、高齢者の民間賃貸住宅の居住が困難な社会背景があったため、高齢者向け優良賃貸住宅の登録制度を国が設立した。国の制度上、家賃補助は建物建築から20年間を期限とし、自治体の判断で延長が可能であると定められているが、20年経過時点における社会情勢の変化や、他の施策との整合性を考慮する必要があることから、本市では家賃補助期間を20年と設定した。

* 家賃補助期間の延長を可能とした国の判断理由について

国の通知文において、家賃補助期間を自治体判断で延長可能と明文化した理由については把握していない。

* 高齢者向け優良賃貸住宅に係る補助金額について

高齢者向け優良賃貸住宅に係る補助は、建設補助及び家賃補助の2種類が存在する。建設補助はこれまでの延べ住宅8棟の住宅に対して、本市と国で合わせて約5億2,700万円の補助を行っている。家賃補助は平成14年から令和5年までに、対象の住宅入居者に対して約12億4,700万円の補助が行われて

いる。なお、ビスターリ宮の下における単年度当たりの補助金総額は現在把握していない。

*** 高齢者の居住の安定確保に向けた補助金の運用について**

家賃補助期間終了後、高齢者向け優良賃貸住宅に関する補助金の予算を居住支援の他の施策等に充てることで、安定した高齢者の居住の更なる確保につながると認識している。

*** 補助期間の延長に向けた検討状況について**

一般の民間賃貸住宅の入居者を考慮すると、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者のみを対象とした補助期間の延長は公平性が担保されないことから、現状は家賃補助期間を延長する予定はない。高齢者の居住の安定確保を実現するには、高齢者向け優良賃貸住宅の施策のみではなく、様々な福祉施策等との連携が必要不可欠であると認識している。

*** 補助期間を延長した場合の他の一般賃貸住宅の入居者との公平性について**

本制度は契約上、家賃補助期間が記載されており、その期間内で補助を行うことは公平性に欠けるとは考えていないが、家賃補助期間を延長した場合、契約期間終了後に当初の契約内容に組み込まれていない補助が行われることで、一般賃貸住宅の入居者との公平性を欠くと考えている。

*** 補助期間延長の拒否の有無について**

請願本文において記載されている、本市が家賃補助期間の延長を拒否したという事実は確認していない。国の通知において補助期間の更なる延長が可能とされている中で、本市が補助期間を20年と定めている旨を指していると認識している。

*** 最も高い家賃補助を受けている入居者の割合について**

入居者の所得に応じて、本来家賃のうち最大で35パーセントの家賃減額補助を受けることが可能である。高齢者向け優良賃貸住宅の全入居者のうち、約92.5パーセントが最大の家賃減額補助を受けている。

*** 家賃補助期間終了後の入居者の家賃負担軽減に向けた取組について**

低所得の入居者が家賃補助期間終了後に継続して入居することは困難であると認識しているため、今後家賃負担が増大する入居者に対してヒアリング調査等を実施し、伴走的に住み替えサポートを行う予定である。

*** 家賃補助期間終了後の入居者に対する支援について**

補助期間が終了する住宅の入居者で居住継続が困難な方に対しては、住宅供給公社が実施しているすまいの相談窓口にて希望する居住先や間取り、家賃等をヒアリングし、住み替え等に関するサポートを丁寧に行っていく。相談を受けた際に、福祉及び介護サービスが必要と認められた場合、相談者が自立して生活ができるよう福祉関係部署と連携した上で、住み替え等に関するサポートを実施する。

*** 補助期間終了前的高齢者向け優良賃貸住宅への今後の対応について**

ビスターリ宮の下の現入居者に対する対応が遅延したことを踏まえ、今後管理期間終了を迎える住宅の民間事業者に対して、ビバース堺町住宅の対応事例

を紹介するなど、現入居者への対応や高齢者向け住宅の役割を踏まえた活用に関する事業者の主体的な取組について、正確にヒアリング調査を実施した上で、今後家賃補助が終了予定の住宅の入居者については、より丁寧な説明及び案内等を実施予定である。

*** 家賃補助の終了に伴う入居者からの苦情及び退去者の有無について**

家賃補助が既に終了しているビバース境町や、今後家賃補助期間が終了予定であるビスターリ宮の下、ビバース日進町において、補助の終了に伴う苦情及び退去者はないと確認している。

*** 高齢者向け優良賃貸住宅制度の今後の存否について**

平成23年度の高齢者の居住の安定確保に関する法律等の改正により、高齢者向け優良賃貸住宅制度は廃止されたが、国の通知により、地域優良賃貸住宅制度に基づき高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定や管理等を行うこととなった。本市においては、令和18年4月30日に全ての高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間が終了することに伴い、本制度及び同住宅は廃止となる予定である。

*** 家賃補助継続に係る他都市の実施状況について**

家賃補助期間を20年と定めている都市が大半を占めており、東京都、神奈川県及び京都市は20年を限度に、仙台市は3年を限度に、補助期間を延長することを可能とする規定を要綱に設けている。さらに、東京都及び仙台市は一部の住宅において3年間を限度とした延長を実施しており、仙台市は延長期間中の家賃は2万円を上限に補助を行っている。

*** 他都市で実施された補助の延長期間の設定根拠について**

今後、家賃の値上がりが予想されるため、補助を3年間延長することで継続して入居するか、新しい住宅への転居を行うか判断する猶予期間を設けたと聞いている。

*** 補助期間の延長に係る国からの補助の有無について**

仮に本市が補助期間を延長することとした場合、補助は可能だと国から聞いている。

*** 住宅供給公社による特例措置に係る家賃減額補助の期限について**

住宅供給公社が事業者の住宅の入居者に対し、高齢者向け優良賃貸住宅制度の家賃補助期間終了後においても、特例措置として入居者が退去するまで家賃の減額を実施する。

*** 特例措置に係る家賃減額補助の原資について**

ビバース境町については、住宅供給公社の独自施策により家賃減額補助の特例措置を実施しているため、国による補助は行われず、住宅供給公社が全額負担している。ビバース日進町についても、今後同様の対応をする予定である。

*** 民間事業者と住宅供給公社との対応の差異について**

民間事業者は空き家が増加傾向であるビスターリ宮の下の現況を踏まえ、採算性を考慮した結果、高齢者向けの住宅ではなく一般賃貸住宅へ移行することとなった。住宅供給公社については、高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間終了後においても高齢者向け住宅の役割の重要性を十分に理解した上で、家賃減額の

特例措置等に取り組んでいると認識している。

*** ビスターリ宮の下の入居者に対する支援の遅延理由について**

ビスターリ宮の下は管理期間が令和6年8月末に終了予定であるが、9月以降に管理を担う民間事業者の選定が難航しており、現入居者に対して補助期間終了後の入居先の案内等が遅延しているため、民間事業者に対して早急に協議を進めるように促している。

*** ビスターリ宮の下の入居者への対応の遅延に伴う影響について**

新しい住宅管理会社の選定後に補助期間終了後の家賃が決定するため、管理会社の選定が遅延した場合、新しい家賃の決定後に現入居者が転居等を検討する期間が短くなることが想定される。

*** ビスターリ宮の下が高齢者向け優良賃貸住宅として継続する可能性について**

民間事業者に対してヒアリングを行ったところ、高齢者向け優良賃貸住宅として事業を継続した場合に本市が補助を行うと仮定した場合であっても、継続は困難であるとの意向を確認した。

*** 高齢者向け優良賃貸住宅における家賃滞納状況について**

高齢者向け優良賃貸住宅については、一般賃貸住宅と比較して滞納している入居者から数か月以内に家賃が支払われる場合が多い。また、ビバース境町における家賃の滞納状況について把握していない。

*** 福祉施策と連携した高齢者の居住の安定確保に係る取組状況について**

高齢者においては、入居後の生活の安定確保が重要と認識しているため、居住支援協議会において情報共有を行った上で、高齢者が安心して居住可能な住まいの確保に向けた取組を検討している。

*** 高齢者の居住の安定確保に向けた今後の住宅の在り方について**

平成23年度の法改正により、介護・医療と連携した上で高齢者の居住支援を行うサービス付き高齢者向け住宅事業が新たに開始しており、高齢者の居住の安定確保に係る事業が一元化されたため、今後は同住宅の供給促進が重要であると認識している。また、セーフティネット住宅など様々な居住支援制度を活用した上で、既存の民間賃貸住宅へ高齢者が安心して入居できるよう、重層的な取組を併せて進める予定である。

*** 居住の確保施策に係る有効性の検討状況について**

民間住宅を借り上げた上で市営住宅として住まいを供給する方法と比較して、国からの補助率等を勘案し、既存の市営住宅を供給する方が希望者に対して効率的に住まいを供給可能だと考えている。

*** 住み慣れた地域への継続した居住に向けた支援について**

現在、高齢者向け優良賃貸住宅に居住している入居者に対し、すまいの相談窓口等を通じて居住に関するニーズを的確に把握した上で、入居者の身元引受人及び福祉団体等の協力を得ながら、住み慣れた地域への居住に向けた支援を行う予定である。

*** セーフティネット登録住宅の概要について**

高齢者を始めとした住宅確保要配慮者、低所得者、外国人、ひとり親家庭等、

入居先を探すことに難航している人たちの入居促進に向けて登録された賃貸住宅である。本市では現在5,300戸以上の住宅が登録されている。

***すまいの相談窓口における住み替え相談について**

すまいの相談窓口は年間約550件の相談が寄せられており、約7割が住み替えに関する相談対応である。住み替え相談のうち約9割の相談者に対して物件情報の提供等、ニーズに応じた対応を実施している。

***すまいの相談窓口における福祉施策との連携体制について**

居住支援協議会や福祉部局等と連携した上で、各相談者のニーズに応じて居住支援に係る取組を進めている。

***すまいの相談窓口の利用に当たる相談者の利用条件について**

相談窓口の利用に当たり、対象地域等の利用条件は設けていないため、住宅探しに難航している様々な人たちから幅広く相談を受け付けている。

***すまいの相談窓口の担当職員数について**

住宅供給公社の職員が3名体制で相談対応等を実施している。

《意見》

- * 今後、セーフティネット登録住宅の戸数を増やし、本取組を更に拡充してほしい。
- * 一般の民間賃貸住宅の入居者と比較して公平性を欠くことがないよう、高齢者の住居確保に向けた取組の在り方を見直してほしい。
- * 国の通知の中で高齢者向け優良賃貸住宅の補助期間の延長が可能である旨が明記されており、他都市における実績が存在することから、本市においても補助期間の延長を再度検討してほしい。
- * 住宅供給公社が事業者の住宅は特例措置として家賃減額を実施している反面、民間事業者は減額しないこととしており、家賃補助に係る対応の差異が生じていることから、同様の事業を行う場合に他の事業者と足並みをそろえてほしい。
- * 家賃補助期間が終了した住宅の入居者が住み替えを希望した際の支援体制を更に強化してほしい。
- * 家賃補助期間が終了予定である住宅に入居している高齢者に対し、関係部局と連携した福祉支援を徹底するよう、住宅供給公社に対して指導してほしい。
- * 今後、家賃補助期間が終了する住宅が複数発生するため、住宅確保要配慮者に対する施策を進める中で、取組内容について議会報告を適宜行ってほしい。

《取り扱い》

- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の全入居者のうち、約92.5パーセントが最大の家賃減額補助を受けている現状を鑑みると、サービス付き高齢者住宅事業をもって低所得の高齢者に対する万全な居住支援を行うことは困難であると考えます。国において家賃補助期間の更なる延長を認めており、他都市においても同様の取組が進められているため、本市も家賃補助の延長を可能とすべきである。家賃補助期間が終了予定である住宅に入居している高齢者に対する支援が必要であることから、本請願は採択すべきである。
- ・ 家賃補助継続の可否に当たり、一般賃貸住宅及び市営住宅の入居者や住宅の退去者等との家賃負担の公平性に関して考慮する必要がある。また、家賃補助期間が2

0年であるという入居時の契約内容が前提として存在することから、本請願は不採択とすべきである。

- ・希望する家賃及び居住を希望する地域等を勘案し、高齢者が次の入居先を探すことは困難だが、家賃補助期間が終了する住宅の入居者に対し、すまいの相談窓口やセーフティネット登録住宅の案内等を通じて適切な入居支援を実施していると認められることから、本請願は不採択とすべきである。
- ・今後、管理を担う民間事業者から高齢者向け優良賃貸住宅事業の継続が困難であるとの意向が示されていることから、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択